

第4回港区区政会議福祉部会 議事録

- 1 日 時 平成28年3月15日(火) 午後7時~午後9時
- 2 場 所 港区役所5階501・502会議室
- 3 出席者(委 員) 近江委員、坂本委員、信野委員、武智委員、丹田委員、
土田委員、西澤委員、原田委員、山本委員、吉田委員
(区内関係機関) 港区社会福祉協議会 堀地域副主幹
(港区役所) 田端港区長、馬場港区副区長、川上総合政策担当課長、
植村保健福祉課長、神崎子育て支援担当課長、
禿保健福祉課長代理
- 4 議 題 港区将来ビジョンの改定について
港区地域福祉計画の改定について
平成28年度の予算と取組について

禿健康福祉課課長代理 皆さん、こんばんは。本日はお忙しいところ、また夜分にもかわりもせず、港区役所の区政会議福祉部会のほうへご参加賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより港区の区政会議福祉部会のほうを開催させていただきたいと思います。

私、本日司会を務めさせていただきます、港区役所保健福祉課課長代理の禿と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に馬場副区長のほうから一言ご挨拶をさせていただきます。

馬場副区長 区長代理でございます。きょうは本当にお忙しいところ、またこのような晩で、皆さん、本当に年度末でお忙しいときだと思っておりますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。

この平成27年度の区政会議の福祉部会、今回が最後になります。今回の福祉部会では将来ビジョン、これは平成24年度にもともと最初の港区の将来ビジョン、これは最初に港区長が公募区長に8月になって、区役所が中心に区政を総合的に担っていくということになったことから、まちづくりに係る将来ビジョンを平成24年度につくったんですけれども、それから5、6、7と3年間たって、今改定の時期ということで、新しいまちづくりのビジョンをつくっているところです。今回は区政会議でこの福祉部会にかかわるところについてまたいろいろご意見をいただいて、そのもとで港区のほうでつくっております、地域福祉計画のほうもあわせて見ていただきたいと思います。

御存じのとおり、今、経済的な状況もそうですし、高齢化といったこと、それから福祉的なさまざまな複合的な課題を持っていらっしゃるご家庭がふえているということで、福祉にかかわる制度なんか大きく変わっております。そういった法制度なんかの改正なんかも含めて、港区として地域福祉をどう進めていったらいいのかということ、今この計画の中で書いてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいというふうに考えております。

その計画のもとで、来年度の予算や事業についても簡単にふれさせていただきたいと

思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

禿健康福祉課長代理 ありがとうございます。

それでは続きまして、現在の部会の開催状況のほうを報告させていただきます。委員の定数16名のところ、ただいま8名の委員の皆様にご出席を賜っておりますので、本会は有効に成立しております。

そして本会議は公開となっております、後日、会議録を公表することとなっておりますので、会議の内容を録音させていただきます。ご協力とご理解、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

お手元のほうに資料一覧表をお配りさせていただいておりますので、ご参照いただきまして、それらの資料がないということになりましたら、それがわかりました時点で挙手いただきますと、事務局のほうから、その都度、資料についてはお配りさせていただく予定をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。ここからの進行につきましては、武智議長にお任せしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

武智議長 皆さん、こんばんは。それではご指名にございますので、ただいまから議長席に着かせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ぜひともこの福祉部会の場で建設的なご意見を述べていただくとともに、他の人のご意見については耳を傾けていただきながら、活発な議論をしていただきたいと思います。それでは議題に入ります。

(1)「港区将来ビジョンの改定について」事務局より説明していただきたいと思います。

植村保健福祉課長 保健福祉課長の植村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

1号議案の「港区将来ビジョンの改定について」ご説明をさせていただきたいと思う

んですけれども、第2号議案の「港区地域福祉計画の改定について」でございますが、こちらのほうは1号議案の将来ビジョンの改定内容を踏まえた改定といたしておりますので、1号議案、2号議案、あわせてご説明をさせていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

武智議長 今ご提案がございましたように、1号議案と2号議案をあわせて説明をさせていただくということでご提案がございましたが、ご提案どおり、承認させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

武智議長 どうもありがとうございます。それでは、そのように進めていただきます。

植村保健福祉課長 ありがとうございます。

それでは、資料のほうですけれども、当日配布資料の - 1「大阪市港区地域福祉計画(平成25年3月策定)の改定について」という資料と、 - 2の計画の素案に沿いまして、ご説明をさせていただきたいと思います。改定の素案につきましては、前回の福祉部会でお示しをしました骨子に肉づけをさせていただいております。また、事前に送付をさせていただきました資料に誤字脱字、それから記入漏れ等がございましたので、そちらのほうは修正をさせていただくとともに、少し書き込みを加えておりますことをご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、当日配布資料の - 1をごらんいただきたいと思います。まず、今回の地域福祉計画の改定の背景ですけれども、ただいま申し上げましたとおり、港区将来ビジョンの改定がございます。

それから、背景の2つ目としましては、この間の地域福祉に関連する新たな法律の施行、改正がございます。そちらのほうに5点ほど挙げておりますけれども、まず平成25年4月に地域社会における共生の実現に向けまして、障がい福祉サービスの充実と障がい者の日常生活、社会生活を総合的に支援するためということで、障害者総合支援

法が施行されております。

それから平成26年10月には、子どもと子どもを養育する者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与するという子ども・子育て支援法が施行されました。さらに、平成27年4月には、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者自立支援法が施行されております。それから、4つ目の地域包括ケアシステムの構築を挙げておりますけれども、こちらのほうは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律という非常に長い法律なんですけど、こちらのほうが成立しております、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年をめぐりに、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現をめざすこととなっております。こちらの法律に基づきまして、医療、それから介護の法律が順次施行されておりますが、平成27年4月には介護保険法の改正が施行されております。

地域福祉の関連で申し上げますと、この介護保険法の改正によりまして、要支援認定を受けた人への訪問介護、通所介護ですとか、介護予防のサービスにつきまして、これまでの全国一律のものから、市町村が取り組む地域支援事業に移行しまして、新しい総合事業として実施することになりました。サービスの内容も非常に多様化するということになっております。

それから背景の3点目としては、地域福祉を取り巻く環境の変化がございます。こちらのほうにつきまして、素案の4ページ、第2章に現状と課題を記載しておりますので、その4ページをおあげいただきたいと思っております。

まず、4ページをごらんいただきまして、高齢化につきましては既に26.2%となっております、5人に1人以上が65歳以上となっております。また、75歳以上の後期高齢者の増加が著しくなっております。

それから5ページでございますが、人口1000人当たりの出生率は7.2%と少子化の傾向が顕著になってきております。また、育児不安、ストレスを抱える子育て家庭

の増加、それからひとり親家庭の精神的、経済的負担など、子育て家庭の福祉的課題と
いうのが大きくなってきております。

それから7ページになりますけれども、障がい者の自立支援では精神障害者保健福祉
手帳の所持者数の増加が著しくなっております。また、発達障がいのある子供さん、そ
れから保護者には、早期から気軽に相談できる体制が必要となってきました。

また、障がい福祉サービスにつきましては、よりニーズに合ったサービス利用に結び
つくように相談支援サービスの利用を勧めていく必要がございます。

次に8ページ、虐待や社会的孤立につきまして、次の9ページのグラフをごらんいた
だきたいと思うんですけれども、とりわけ児童虐待の相談件数というのが増加をしてお
りまして、区保健福祉センターが関係機関と連携して、迅速、適切な対応を行っていく
必要がございます。

それから次、11ページの健康課題についてでございますが、健康寿命が他区に比べ
ますと短い傾向にあります。それから死因につきましては、第1位ががん、2位が心疾
患となっておりますけれども、がん検診、それから特定健診の受診率も港区は低い状況
にございます。

それから11ページの下の方ですけれども、地域福祉の担い手の高齢化、それから
集中等がありまして、今後担い手の拡大やボランティアの存在がますます重要になっ
てきております。

次に12ページの下の方ですけれども、地域防災力の強化ということで、東日本大
震災では地震と津波によって多くの方が被災をされましたけれども、東南海・南海地震
の発生が高い割合で予測をされております中、港区におきましても、防災対策の強化、
それから安全に避難できるように支援し合える仕組みづくりというのが必要となっ
てきております。

このような状況の中で、改定の方針でございますけれども、3点ございまして、1点
目は先ほど申し上げたように、港区将来ビジョンの改定内容を踏まえた改定とすること。

それから2点目は法律の施行、改正内容、制度の改正に伴う改定を行うということ。そして3点目は、計画の進捗状況、地域福祉の課題を踏まえた改定を行うということにしております。

次に、主な改定内容についてご説明をさせていただきます。まず計画期間、計画目標等についてでございますが、また素案の1ページに戻っていただきたいと思います。素案の1ページでございますように、平成26年3月に港区が各小学校下で「港区地域福祉活動計画」(アクションプラン)を策定いたしております。今回、改定をします「港区地域福祉計画」と各地域の「アクションプラン」を車の両輪として引き続き公私協働により、地域の特色を生かしながら多様な福祉サービスに対応できるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に3ページをごらんいただきたいと思います。今回の改定をする計画の計画期間につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間としまして、この計画は地域福祉の担い手としての全ての住民、福祉活動団体、福祉事業者、医療機関、行政機関とが、それぞれの取り組みを協力して進めていく上での方向性を共有するための計画となっております。区役所と区社会福祉協議会につきましては、相互に役割を分担しまして、連携・協働して、地域福祉を推進することを目的に協定を締結しておりますので、両者が中心となって、全ての担い手が協力し、子どもから高齢者まで住みなれた地域で安心して暮らせる地域社会づくりに向けた支援体制の構築を目指してまいります。

それから2つ目は、先ほど申し上げた法律の施行等に伴い、地域事業等を追加しております。素案の12ページ以降をごらんいただきたいと思います。12ページの下の方、8.新たな法律等の施行・改正という項目がございます。こちらをごらんいただきたいと思います。まず、1点目の地域包括ケアシステムの構築では、介護保険法の改正で、平成29年4月までに介護保健の要支援認定を受けている人の訪問介護、通所介護のサービスや介護予防の取り組みにつきまして、これまでの介護事業者だけではなく、地域団体やNPO等、多様な担い手によるサービス提供が求められております。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療と介護の多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できるように、市町村が中心となって、医師会等と連携しながら体制の構築をすることが必要となっております。

それから、次の子ども・子育て支援施策についてですけれども、こちらのほうも子ども・子育て関連三法が国のほうで制定をされておきまして、大阪市におきましては大阪市子ども・子育て支援計画、計画期間は平成27年から平成31年度になっておりますけれども、こちらの計画に基づきまして、総括的な支援から総合的な子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

それから、ひとり親家庭等の自立支援施策につきましては、こちらのほうも国のほうで平成26年10月に母子及び父子並びに寡婦福祉法が改正施行されております。本市におきましても、大阪市ひとり親家庭等自立促進計画、計画年度は平成27年から平成31年度になっておりますけれども、こちらを策定しまして、きめ細やかな就業支援サービス、それから子育て・生活支援サービスを中心としました総合的な、計画的な自立支援施策を切れ目なく推進していくということにしております。

それから、14ページの下のほうですが、生活困窮者支援施策では、これまでのような障害者、高齢者、児童といった、特定の分野、対象ごとの施策展開ではなく、個別の制度のはざまに置かれている人に対しての支援策としてこちらの事業が開始をされておきまして、生活保護受給に至る前の段階、それから課題が複雑化、深刻化する前に自立の促進を図ることが期待をされています。

次に、計画の進捗及び地域福祉の課題を踏まえた取り組みの改正ですけれども、素案の20ページ以降の施策の展開に記載をしておりますので、説明をさせていただきたいと思っております。なお、今回の計画につきまして、現計画を踏襲する部分につきましては説明を割愛させていただきたいと思っておりますので、全てをご説明すると量も多くなりますので、主な改正内容について順次ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、地域における見守りネットワークの強化ということですが、こちらは素案の23ページの大きな2番、地域福祉を支える基盤整備の 専門的相談機能の充実のところでございますが、1つ目の点ですが、平成27年度から区社会福祉協議会に見守り相談室を設置しまして、専門職のワーカーを配置しておりますけれども、積極的にアウトリーチを行い、適切な支援につないでまいります。

それから次、24ページになりますけれども、 の相談しやすいしくみづくりの1つ目の点ですが、各小学校下にコーディネーターを配置し、見守り体制をつくとともに、福祉制度につなぐ役割を果たしてまいります。

それから、その下の2つ目の点ですが、地域と行政が一体となって、日ごろから見守りや住民間のつながり、ネットワークの強化を図り、きめ細やかなネットワークの構築を図ってまいります。

次に認知症対策の充実、強化についての取り組みですが、こちらのほうは素案の26ページの下の方の の判断能力の不十分な人々への支援のところ、3つ目の点ですが、認知症サポーターの養成や市民後見人の養成など、市民参加による取り組みを進めてまいります。

それからその下の徘徊認知症の高齢者の方についてですが、徘徊によって行方不明のおそれのある高齢者に対する見守りネットワークを構築してまいります。

それから、次の27ページになりますけれども、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置いたしまして、認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けた支援体制をつくってまいります。

次に、障がい者相談支援機関の充実についてということでございます。こちらのほうは、法律に基づきいろいろな取り組みをやっているわけなんです、港区では自立支援協議会の取り組みもございまして、平成27年度、区内の相談支援事業所も増加をしております。

それから24ページの のさまざまな相談支援機関の連携による支援の充実というと

ころになりますけれども、障がい者の相談支援機関につきましても、関係機関が参画する協議会、連絡会議でネットワークの強化、それからスキルアップを図ってまいりたいと思っております。

それから、健康づくり、介護予防の充実につきましては、素案の22ページのいきいきと自分らしく暮らすための支援というところでございますが、1つ目の点のところ、運動や食育を中心とした健康づくり全般の知識の普及、啓発を行い、介護予防の機会をふやしてまいります。

それから3つ目の点ですけれども、11月を港区健康月間としまして、区内の団体、グループ、企業等と連携をしまして、運動習慣づくり、健康づくりのきっかけとなるようなイベント、講座等を開催し、区民の方の参加を促してまいります。

それから4つ目の点ですが、がん検診、特定健診を受診しやすい環境を整えて、受診率向上を図ってまいります。

それから、専門的相談機能の充実というところで、23ページの下のほう、大きな2の地域福祉を支える基盤整備の専門的相談機能の充実のところですが、先ほども申し上げました社会福祉協議会に見守り相談室を設置し、福祉の専門職のワーカーを配置、積極的なアウトリーチを行い適切な支援を行ってまいります。

また、その下のところですが、各制度のはざまに置かれている生活困窮者につきましては、ハローワークによる就職活動に対する専門的な相談支援を行ってまいります。

また、その下の区専属のスクールソーシャルワーカーと区専属のスクールカウンセラーの派遣を相互に連携して行う相談事業を実施することによって、児童・生徒の福祉的課題の解決を図ってまいります。

それから、24ページののさまざまな相談支援機関の連携による支援の充実のところを書いてございますが、高齢者、障がい者に対する支援につきましては、保健、福祉、医療等の相談支援機関が参画する連絡会、それから協議会を設置しております。こちらのほうで情報共有や協議、個別ケースにつきましては検討会議等を行いまして、ネット

ワークの強化、それから職員のスキルアップを図ってまいります。

それから、その下の子育て家庭に対する支援につきましては、主任児童委員、子ども子育てプラザや子育て支援センターと連携をしまして、意見交換、要保護児童対策地域協議で情報を共有して、個別ケースへの的確な対応を図ってまいります。

それから、25ページに移りますけれども、生活困窮者に対する支援につきましては、さまざまな支援機関、関係団体と連携をしまして、困窮者の支援の充実に努めてまいります。

それから、虐待・DVを防止する施策の推進につきましては、素案の22ページの上から2つ目の点になりますけど、区保健福祉センターでは関係機関と連携をしまして、迅速、適切に支援をするとともに、複合的な課題を抱えた事案にも対応できるように、援助技術、それから専門性の向上を図ってまいります。また、26ページの大きな3、権利擁護の推進の虐待・DV防止施策の推進のところがございますが、2つ目の点のところではありますが、事業者や地域役員に対する、虐待に対する研修を行うとともに、関係機関の連携を深めてまいります。

それから、次に災害時の避難行動要支援者への支援でございますが、また戻っていただきまして、23ページの真ん中のあたり、避難行動要支援者への支援のところですけども、この支援の基盤が整った地域に対しまして、ご本人の同意をとれた要支援者名簿というのを今後提供してまいりたいと考えております。

以上、主な改正点ということでご説明をさせていただきました。以上でございます。

武智議長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご疑問を承りたいと思います。どうぞ、ご遠慮ない、忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします。たくさん説明いただきまして、素案の24ページを少しあけていただきたいと思います。24ページの相談しやすいしくみづくりの4つ目の、発達障がいのある子供の保護者など同じ立場で共通

する課題や悩みを持つ人たちがと書いてある、これはピアカウンセリングを指しているんですけども、本当にこのとおりで、この計画が、素案自体が平成28年度から平成30年度までということになっております。それで、事前にお配りいただきました、港区の平成28年度の運営方針、ここにピアカウンセリングが実際に、前年度までより3回ほど回数が減っております。このあたりは、実は個別に少しお伺いしたりしていますのである程度理解はできているんですが、やはり平成30年度までの計画の中で、これはしっかりと、回数、どんどん減っていくということではなくて、引き続き中期的に計画を立てていくものとして考えてよろしいのでしょうか。まず、それが第1点。

それと、これは現場感覚の話になりますが、非常にピアカウンセリングを望まれている当事者の方が多いような気がしております。そもそもの回数自体、また、ここにかかるまでにピアカウンセリングだけではなくて保健師さんであるとか、児童家庭相談員さんであるとか、そのあたりが対応をされていると思います。そんな中で、24区全てがピアカウンセリングをやっているところというのは数的にも少ないと思いますので、これはちょっと主観になりますけど、ぜひピアカウンセリングは引き続き区のほうで対応していただきたいと、そう願っております。

武智議長 二、三の委員の方からご質問、ご意見を承ってからお答えしていただくようにしましょうか。それとも、逐条的にいきますか。どうしますか。

神崎子育て支援担当課長 そうしたら、ただいまの分を神崎のほうからお答えさせていただきます。

今、吉田委員のほうからお伺いした分で、ピアカウンセリングについてはとても大切なことだと思っております。今回は24区に対する予算が思ったよりもちょっと少ない感じになりまして、ピアカウンセリングというのは今まで年に12回していたんですが、予算の関係で7回ということで、吉田委員がおっしゃるように減っております。

ただ、今後これですずっと続けるというよりも、内容的にもいろいろ見直しをしていきたいと思ひまして、例えば、今でしたら、NPOのチャイルズのほうにお願いをして、

面接だけということにもなっておりますが、面接をさせていただいた人たちはばかりが集まってグループで話し合う機会などをつくらせてもらって、よりお母様同士が意見交換をしたりとか、仲間づくりをしていただく機会とかいうのを年に2回取り入れたらどうだろうかとか、そういうふうなものいろいろ取り入れていかせていただいたり、あるいは、もっと回数が必要だということであれば、その回数についても、予算の関係もあるかもしれませんが、元に戻すとか、あるいはもっとふやすとかというようなことは、きっちりと精査をしながらピアカウンセリングを続けていく方向で検討していければいいなと思っております。以上です。

武智議長 いかがでございますか。ほかの委員の方、ほかにもご質問、ご意見、どうぞお願いしたいと思っております。はい、どうぞ。丹田さん、お願いします。

丹田委員 歯科医師会の丹田でございます。よろしくお願いたします。目次のところで第2章なんですけども、第2章の7とありまして、新たな法律等の施行・改正ありますが、この本文では8になっていませんか。7は地域防災力の強化ということになっておるんですけど、目次と本文との整合性がとれていないですが。

その新たな法律等の施行・改正の中で、地域包括ケアシステムの構築ということが記載されておりますけども、この件についての第4章施策の展開という部分での記載は、この課題に対しての施策の展開ということはないということでしょうか。

植村保健福祉課長 まず、目次につきましては大変申しわけございません。7の地域防災力の強化を7として入れ、新たな法律等の施行・改正を8と入れるべきところを修正ができておりません。申しわけございません。

それから、新たな法律等の施行・改正についての、第4章での施策の展開に記載がないのではないかとのご指摘なんですけれども、新たなこの施策の展開で、地域包括ケアシステムの構築というのは、介護保険法に基づく地域支援事業として、市町村の責務として当然取り組んでいかなければならないという、そういう認識でございますので、地域福祉計画のほうには具体的には書き込みはしておりませんが、毎年の運営方

針等の中では当然に取り組んでいくべき事業だと認識をしております。

丹田委員 ありがとうございます。

武智議長 どうぞ、ほかの委員さん、いかがでございますか。

山本委員 はい。

武智議長 どうぞ。

山本委員 山本です。よろしく申し上げます。

法律のことなんですけれども、このビジョンをつくるに当たって、いろいろ、あらゆる障害者総合支援法から介護保険法にわたって、いろんな法律がその間、改正されたり、新しくできたりというものを取り入れて、今回改定ということになるんですけれども、この4月1日から障害者差別解消法というのがいよいよ施行されることになりまして、これがなかなか大変なんじゃないかなと実は思っておりまして、合理的な理由がなくて障がい者の方に差別をするというのはどういうことなのか、なかなかまだわかりにくくて勉強中なんですけれども、例えば、このような会議に障がい者の方がいないことが問題になるんじゃないとか、そういう方の意見を具体的に聞かなければならないんじゃないとか、そういうような思いがちょっと自分にはありまして、これからも区政会議であるとかそういう会議が続いていくと思うんですけれども、ちょっとどうなるのかなというような区の展望みたいなものを、思いというか、その辺がもしありましたら聞かせていただきたいと思います。

馬場副区長 ありがとうございます。障がい者差別の新しい法律、障害者差別解消法なんですけれども、今、市のほうでどこまでをそれで合理的な理由等があるというふうに言うのかというところで、ガイドラインをつくっているところです。いろんな審議会等もあって、審議会に必ず障がい者を入れなければならないというふうには、今のところは多分ならないんだろうとは思っておるんですけども、当然、行政のいろんな施策をしていく上で必ず法律に沿った形での取り扱いというのは必要になってきますので、また個々の一つ一つの事案に当たって、委員の皆様からのアドバイスをいただきながら

考えていきたいと思っております。

武智議長 どうぞ。

坂本委員 坂本でございます。13ページ、お願いします。上から5行目、平成29年4月までに予防給付、その後続いているんですが、地域団体やNPO等多様な担い手によるサービス提供が求められるとなっておりますが、私は福祉の仕事をしておりまして、他区の方に、ケアマネジャーさんとか経営者の方に聞いてみましたら、他区では既にしている、何というんですか、介護保険以外、介護保険を使わないで実費とかで家事支援をしているという話を聞いたんですが、この提供が求められていますとなっておりますが、港区はどのように進んでいるかお伺いしたんですが、お願いいたします。

植村保健福祉課長 平成29年4月までにこういった形で地域支援事業として実施をすることになっておりますけれども、いわゆる介護保険の事業として、簡易な基準をもって事業をやるかどうかというあたりは、大阪市全体の取り組みとして今後、基準も明確になってくるかなと思っておりますけれども、介護保険制度では提供ができない日常的な生活支援サービスを、そういったサービスを提供していく必要というのがあると考えております。

今、港区で実施をしておりますシニアサポート事業では、地域で無償で、本当に簡単な、日常的なそういったサービスにつきましては、ボランティアさんがサービスを提供していただいておりますけれども、そういったサービスだけではなく、ちょっと時間とか手間がかかったりする生活支援に係るそういったサービスの創出というのは、今後、いろんな形で検討もしながら、実際にそういったサービスをつくっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。現状はそういう段階でございます。

坂本委員 ありがとうございます。

丹田委員 先ほどの続きなんですけども、運営方針のほうで、この地域包括ケアシステムの構築というのがまた記載されるということなんですけど、後のページにあるような、例えば25ページには成果目標と括弧でくくって、いわゆる数値的なものを出して、

数値を出すということはP D C Aサイクルで回していくという1つのあらわれではないかと思うんですけども、連携体制の構築ということを、例えば数値であらわしていくというような試みというのはなされるのでしょうか。そうでないと、具体的なことが何もなければ、多分なかなか進まないんじゃないかなと。思いますとか、必要ですとかという言葉ばかりでは、進んでいかないんじゃないかなと思うんですが、その辺のところははどうでしょうか。

植村保健福祉課長 また、3号議案でご説明をしたいと思っているんですけども、港区運営方針につきまして、前回の福祉部会でご説明した内容に少し追加をして、設定をさせていただいております。

その中に地域包括ケアシステムの構築という項目を今回、追加をさせていただきまして、その中に在宅医療・介護連携の推進と介護予・日常生活支援総合事業のモデル実施という具体的な取り組みを2つ上げさせていただいておりますので、そちらの中で業績目標であるとか、そういったものを具体的に設定をして今後取り組んでまいりたいと考えております。

丹田委員 ありがとうございます。

武智議長 ほかにいかがですか。原田委員さん、どうですか。

原田委員 いえ、今はちょっと浮かばないです。

武智議長 信野委員さん、どうですか。

信野委員 ありません。

武智議長 いいですか。

近江委員 はい。

武智議長 近江さん、どうぞ。

近江委員 民生委員児童委員協議会の近江です。待機児童のことでちょっとお聞きしたいんですけど、今、国会でもよく、きょうもやっていたけど、待機児童は港区では大分あるんですかね。

神崎子育て支援担当課長 平成28年4月1日時点の待機児童ですけれども、まだ公に公表はされていませんが、今、数えている限りは5人です。

それで、去年が2人だったんですね。どうして5人かといいましたら、これは本当は定数制に今なっていますので、定数制においては全て入れる方なんです。どうして入れないかといいましたら、例えば、療育手帳を持っておられるとか、障がい者手帳を持っておられるとか、障がいをお持ちのお子様ということになりましたら、保育士をもう一人余分に配しなければいけないとか、いろんな制限がございまして、今、保育士の不足がとても言われている中で、定数的には入れるんだけれども、保育士が足りないのではありません。なので、もし保育士さんの体制を整えば5人というのはありませんので、うちは待機児童ゼロになったということになるんですが、体制的に加配などをしなければいけないので、保育士様がまだ見つからないので、5人を待機しているというような状況になっています。もしかしたら、若干ちょっと4月1日までには減るかもしれませんけども。

近江委員 ありがとうございます。

それと、保育士さんが少ないし、また資格を持っておられてもあんまりなりたくないというか、賃金的なことではいろいろあると思うんですけど、待機児童を解消して入れられた後に、例えば入れられたお母さん方が働けるようになっているとか、そういうふうな統計は出ていないんですね、まだ。待機児童を保育所に入れられた後に、その人らが働ける状態になっているとか、そういうのは。

神崎子育て支援担当課長 待機児童を連れてきているお母さん方が、その後どういう。

近江委員 はい。保育所へ入所された後にちゃんと働いてはるか、そういうのはまだわからないわけですね。

神崎子育て支援担当課長 それは定期的に現況届というのを出していただくことに

なっていて、働いているお母様については仕事の証明であるとか、あとまだ仕事を探していらっしゃるといってお母さんについては、職安などの求職カードみたいなのをを出していただくことになっていて、今、保育所に入った後にお母様方が仕事を継続されているのか、もしくは仕事をやめられているのか、介護なんかをしているのかとかいうような証明とかはとっていくことになりますので、それで確認をしているという状況です。

近江委員 はい、わかりました。

武智議長 土田委員、どうですか。

土田委員 いや、今のところ。

武智議長 いいですか。次の議案に移らせていただきますでしょうか。

それでは、第3号議案のほうに移らせていただきます。

植村保健福祉課長 はい、引き続きまして、第3号議案「平成28年度予算と取組みについて」説明をさせていただきます。資料につきましては、事前配布資料の「平成28年度港区運営方針（案）福祉部会抜粋版」という資料になります。

先ほども少しお話をさせていただいたんですけれども、前回の福祉部会でもこちらの運営方針につきましては説明をさせていただきました。その後、若干追加をさせていただいておりますので、その追加をした部分を本日ご説明させていただきたいと思います。

資料をあけていただきまして、前回は戦略が3-1の地域福祉の推進と3-2の区民の健康増進と生活環境の改善の2つにしておりましたけれども、今回、戦略に地域包括ケアシステムの構築とセーフティネットの充実の2つを追加させていただいておりますので、3-2を地域包括ケアシステムの構築、3-3をセーフティネットの充実とさせていただきます。ですので、当初の3-2の区民の健康増進と生活環境の改善につきましては3-4とさせていただきます、戦略名も健康寿命の延伸ということで少し変更をさせていただいております。追加をした具体的取り組みもございますので、順番に説明をさせていただきます。

まず、2ページをおあけください。下のほうにちょっと小さい字ですが、ページ数を打ってございます。こちらは戦略3 - 1の地域福祉の推進になりますけれども、今回、2ページの下のほうですが、具体的取り組み3 - 1 - 3、認知症支援ネットワークの充実というのを追加させていただいております。

取り組み内容は、認知症に関する正しい理解を深めるために、講演会、研修会等の啓発活動を行う。認知症の早期診断、早期対応の仕組みづくりに取り組む。認知症の人、その家族を地域で支援するために、さらなる連携体制の強化に取り組むということを入れております。

業績目標（中間アウトカム）といたしましては、認知症講演会の開催を1回、相談会の開催を6回、連絡会の開催を8回としております。撤退基準としましては、前年度の実績以下であれば事業を再構築するということにしております。

続きまして、今回新たに追加をしました、戦略3 - 2の地域包括ケアシステムの構築でございます。3ページになります。こちらの戦略の目指す状態につきましては、地域の関係者との協働により、誰もが地域で安心して医療や介護サービスを受けることができる状況になっていることを目指しております。アウトカムにつきましては、住んでいる地域が高齢者や障害のある人、子どもにとって住みやすいと答えた区民の方の割合が平成31年度、55%以上と設定をしております。戦略につきましては、高齢者等が疾病を抱えても住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるように関係機関が連携をして、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供するという、それから多様化、増大する高齢者の生活支援ニーズに応えるために、多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築を支援するということにしております。

続きまして、次の4ページをおあけいただきたいと思っております。具体的取り組みの3 - 3 - 2としまして、介護予防・日常生活支援総合事業のモデル実施、こちらのほうも追加をさせていただいております。取り組み内容としましては、生活支援コーディネーター配置事業を実施し、地域資源の開発、関係者間のネットワーク構築、多様なサービス

提供主体を確保するための調整等を行うということにしております。業績目標は、サロン講座の開催年2回、協議体の開催年2回。こちらの協議体と申しますのは、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供の主体等が参画をして、情報共有、連携強化の場として中核となるネットワークを指しております。撤退基準につきましては、サロン講座の開催と協議体の開催のうち1つでも年1回となった場合は、再構築をするというふうにさせていただいております。

それから次に5ページになります。こちらも新たに追加をした戦略で、3-3セーフティネットの充実となっております。こちらのめざす状態につきましては、高齢者、障害者、支援を必要とする子供にとって、身近に相談がしやすく安心して生活できる環境が整備されていること。アウトカムとしましては、住んでいる地域が高齢者、障がいのある人、子どもにとって住みやすいと答える区民の割合が、平成30年度、55%以上としております。それから戦略といたしましては、相談機能を充実させるとともに、連携強化を図り、支援を必要とする住民一人一人の多様なニーズに適切に対応すること。それから、相談や通報を行政等につなげやすい体制を構築すること。そして、関係機関と連携し、虐待ケースへの迅速・適切な対応と支援を行うということとしております。

こちらのほうの戦略の中で、7ページをおあげいただきたいと思います。具体的取り組みを1つ追加させていただいております。障がい者・高齢者虐待の防止の取り組みということで、取り組み内容につきましては、関係機関と連携をして虐待の発生予防や早期発見、虐待事案への迅速、適切な対応を行う。それから障がい者・高齢者虐待防止に対する理解を深め連携を強化するため、講演会を実施するというようにしております。業績目標といたしましては、講演会のアンケートで、権利擁護についての理解が深まったと答えた方の割合が80%。60%に満たない場合は、撤退基準として事業を再構築することとしております。

それからもう一つ、生活困窮者対応の充実というのも追加をさせていただいております。

北野生活支援担当課長 いつもお世話になっています。生活支援担当課長の北野です。

もう一つの新しい事業であります具体的取り組み3-3-5、生活困窮者対応の充実というところの説明なんですが、去年の4月から始まりまして、あらゆる生活全般の困り事の相談窓口ということで、暮らしのサポートコーナーというのを区役所の2階に開設しております。

まず、右下の前年度までの実績のところをちょっと見ていただきたいんですが、平成27年度の実績ということで、4月から開設しまして、新規相談の受付件数が12月末の時点で300件。これは人口1000人当たりで比較しますと24区中第2位ということで、相談件数が非常に港区が多くなっております。それと支援プランの策定数が94件ということで、これについては24区中一番多いプランの策定数ということになっておりまして、相談窓口が非常に機能しているという実績をあらわしているかと思えます。

それに基づきまして、取り組み内容のほうなんですが、支援計画を立てるに当たりましては、このコーナーだけで支援計画は立てられるというものではありませんので、いろいろな地域のネットワーク、各種団体のご協力を得ながら、支援調整会議のほうで決めていくということになっておりますので、今後も引き続きまして、地域ネットワークさんとの連携を強めていきまして、いろいろな事例の報告とか意見交換ができる場もこれからは設定していきたいと考えております。

それで、右上の業績目標のところなんですが、生活困窮者の自立支援に係る関係機関との事例報告・意見交換会を実施するとともに、支援プランを策定する際の支援調整会議において、外部等の関係機関と連携する割合を70%以上ということでここには書かせていただいているんですが、ちょっと訂正がありまして、この70%という数値を当初、目標として設定した際になんですが、支援計画の中に、相談事の中に、単にお仕事をお探しに来られた相談内容というのがたくさん含まれておりまして、それにつきまし

では、区役所の4階にハローワークみなとということで常設の相談窓口がありまして、そちらのほうにつないで仕事を探していただいているということですので、支援計画を立てずにそちらのほうにつながせていただいているということで、その数字も含めた上で70%という目標を設定しておりました。本来、支援計画を立てた件数での割合を設定すべきと考えておりますので、この数値目標を30%以上とするというふうに、新計画、実際つくられた分の割合として計上をさせていただきたいと思っております。

それで、撤退基準のほうにつきましては、これは国の事業ですので撤退ということは考えられないんですが、支援計画の割合が20%以下になるような場合につきましては、事業の再構築を検討させていただきたいと思っております。以上です。

神崎子育て支援担当課長 それでは神崎のほうから、私のほうも変更した部分についてご説明させていただきますので、6ページをおあげください。

6ページの3-3-3になります。この項目につきましては、前回説明しました案よりも、DV被害者の支援をつけ加えております。前年度の実績というところをごらんください。そこにも書いておりますように、DVの相談件数は年々増加しております。DV被害は大人だけの問題ではなく、子どもの面前でのDVは心理的虐待に当たるとして、警察から子ども相談センターへの通告はかなり増加しております。本人からのSOSに基づきまして、迅速に安全な場所に保護をし、各種法制度につなげ自立支援を行っております。今後も警察と連携し、DV被害者やその子どもに対し支援を強化していきます。

次にページ、12ページをごらんください。ここは前回の説明では、子育て支援情報の提供、ネットワークづくりの支援という項目をしておりましたが、4-2-2といたしまして、子育て支援情報の提供。そしてもう一つ、4-2-3として子育て相談機関による支援の充実に分けさせていただきました。

まず、4-2-2の子育て支援情報の提供の項目ですが、前回からの補足としまして、各子育て支援機関から子育て支援情報が発信されています。しかしながら、区民の方々にどれだけの情報が届いているかは疑問があり、今後も関係機関がより連携し、積極的

な情報発信を行い、地域の身近なところで適切な支援を受けられる仕組みをつくっていきます。

また、子育てマップは4000部作成予定でしたが、6000部に変更し、現在は母子手帳を交付するとき、出生届のとき、1歳半と3歳児健診のときに配布しておりますが、より効果的な配布先、配置先について、子育て関係機関からご意見をお聞きしながら、マップが必要な方々に行き届くように工夫してまいります。

次に4-2-3の子育て相談機関による支援の充実の項目なんですけれども、区役所の委託先であります子ども・子育てプラザにおきましては、区にかわりまして、子育て支援の講座や親子イベントの開催、地域の子育てサークルの支援を実施していただいております。また、プラザのほか、子育て支援センター、はっぴいポケットみ・な・とにおいて、親子の集いの場を通し、親同士の交流を促し、子育て支援機関に相談もできる機会をつくっていただいております。

さらに子育て支援室、プラザ、はっぴいポケット、子育て支援センターとの4者会議を平成26年より開催し、要保護児童の情報共有とその対応の確認をしておりますが、この会議を運営方針に上げることによって、各機関の相談機能と対応力を高めていこうと思います。

目標といたしましては、月1回の開催の年12回開催、10回以下であれば、見直しを行いたいと思います。以上でございます。

武智議長 それでは、ただいままでのご説明、ご報告につきまして、ご意見、ご質問を承りたいと思います。堀副主幹さん、どうですか、現場として。

堀港区社会福祉協議会地域担当副主幹 港区社会福祉協議会の堀と申します。よろしくお願いたします。

私どものほうではちょっと今回の運営方針とは外れる部分もあるかとは思いますが、まず、会議の初めにお話のありました、いわゆる団塊世代が後期高齢者になられるという、いわゆる2025年について、まだしばらく先ということじゃなくて、その

状況を早く地域の皆様にご理解いただけるような啓発活動を早くから取り組みたいなというふうに思っています。

あわせて、各地域の皆様と地域ごとの地域福祉課題、これは一部アクションプランともつながっているかなとも思うんですけども、そのあたりを整理したものをお示しもしていながら、できれば一緒にそういうことを、何が課題になって、どうしていかなければならないのかというようなことを、できることから考えていきたいなと思っています。

また、認知症サポーター養成講座等々、いわゆる2025年問題ももちろん関係してきますけども、より多くの方にそのあたりを受講いただきたいということで、ちょっとこれはもう言い過ぎの部分もあるかもしれないんですけども、1万人をめどに頑張っ講座も開いていきたいというふうに考えております。以上です。

武智議長 ありがとうございます。

馬場副区長 今の堀副主幹のほうからお話ありました、運営方針の1ページ目の具体的取り組みの3-1-1のところに書いております、地域福祉アクションプランの推進支援というところでありまして、今既に各校下でアクションプランは策定されているんですけども、このアクションプランの内容が地域に根づいて活動が着実に推進されるとともに、今の喫緊の課題である地域包括支援システムの構築に向けてということで、各校下で高齢になっても住みなれた地域で住むためにはどういった課題があるのかといったことを検討していただくための、地域住民懇談会の開催を各11校下で行うというのがこの取り組みでございます。

区社協と区の保健福祉センターのほうと協働して、この校下の懇談会をして、懇談会で各校下ごとに住みなれた地域で最後まで暮らすためにはどういったサービスが必要なのか。先ほど坂本委員のほうからもご質問ありましたけれども、生活支援のサービスが今まだ港区では十分なされてないんじゃないのかと、そういったこともあったと思うんですけども、それを各区校下の住民の懇談会の中で、そういったこともあぶり出しな

から、そういったサービスの新たな開発ということにもつなげていきたいというふう
思っているところです。

武智議長 ありがとうございます。それではどんどんご質問を。坂本さん、お願
いします。

坂本委員 私は、このような会に出たのは今回が初めてでございます、もう出席
するたびごとに、こんなに役所の方が本気で取り組んでくださっている、この姿にもう
毎回感動しております。ありがとうございます。

それと、今2歳と4歳の孫を見ております。時々、子守に行っているんですが、子育
てプラザがありますね、そちらに。もうあのような設備のところがあるなんて全く知り
ませんで、決められた日にそちらのほうを利用させていただいて、若いお母さんたちと
私、あの中で一番年上なんです、孫をお守りするときにいくところがないので行かせ
ていただいて、こんなに設備の整ったところで子どもを遊ばせていただけるような時代
になっているのかと。暑い日は冷房があるし、寒い日は暖房があって、本当に安全なと
ころで子どもを遊ばせていただいて、また、あちらで働いておられる方たちもすごい細
心の注意を払って、私たち連れていっている者にすごく親切にしてくださって、もうこ
れも役所の皆様のおかげと、この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それともう一つ、私は小さい介護の会社を経営しておりました。今の北野さんの支援
の話ですが、ここでお願いしたいんですが、まさか役所の中に仕事をあっせんするところ
があるなんて知らなかったんですが、それで、面接に来られた方のことで、私は役所
としてちょっと指導していただきたいなと思うんですが、もう支援を受けているので、
多分、この方は面接に来た時点でもう私から断っていただきたいという思いをお持ちで
面接に来ていた方がいらっしゃいます。私は自分が就職するときは、自分を物すごく売
り込んでアピールして、何とか雇っていただきたいという思いで就職したと思うんです
が、お見えになる方、もう最初から、あそこが悪い、ここが悪い、こうやと。こうなり

ましたら働いていただくわけにはいきませんので、北野さんに特にお願いですが、就職をあっせんしたのであれば、そちらで働きたいという思いをきちんと事業主に伝えていただけるような方を育ててあっせんしていただきたいと、私は長い経験の中できょう北野さんの話を聞きまして思いましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

北野生活支援担当課長 区役所4階にあるハローワークのみなとというコーナーなんですけど、これはもちろんハローワークの機関であることには間違いありませんが、1つ一般のハローワークと違うところがございまして、4階のハローワークみなとというのは一般の方の求職相談には乗れないという窓口なんですね。特に、生活保護の申請をされている方、それから受給中の方、あと児童扶養手当の申請をされている方などの求職窓口、相談窓口ということになっておりますので、単にお仕事をお探しの方のご相談は受け入れていないということですので、その方につきましては、西区の境川にあるハローワークのほうに行ってくださいということになるんですが、今、坂本委員のほうからお話のありました、もちろん求職で仕事をあっせんするに当たりましては、その方の熱意というのは非常に大事ですので、その方の状況も当然、求職先のほうには伝えなければなりませんし、その後、お仕事をちゃんと続けておられるかどうかということで、定着がちゃんとできているかどうかのほうまでも今ちゃんとフォローをするようになっておりますので、そこは区役所の機関ではないんですが、ハローワークの職員のほうにも伝えさせていただきまして、そういう形で伝えさせていただきたいと思っております。

坂本委員 私は今、事後のことをお願いしたわけではないんです。面接に行く時点で、あっちが悪い、こっちが悪いという言葉が発しながら面接はいかがなものかと思えますので、その点をお願いしたいんです。お願いいたします。事後に至る前のことですので、お願いいたします。

北野生活支援担当課長 当然、面接の中で求職に当たる、会社との面接等の心構えとか態度につきましては十分説明はしていただいているところでございますので、そのあたりも伝えさせていただきます。今の坂本委員さんからのご質問は、生活保護の方の

お話ではないんですね。

坂本委員 いえ、そうですよ。

北野生活支援担当課長 生活保護の方は、ちょっと私のほうの解釈が間違っておりまして、今、生活保護を受給されている方の就労につきましては、生活保護の担当の中に総合就職サポート事業ということで、民間の委託事業者を入れて求職をしていただいているところもありますので、そちらはもちろん私どもの機関でございますので、そのあたりは十分伝えさせていただいて、面接に臨んでいただくということで注意をさせていただきたいと思っております。

坂本委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

武智議長 区長さんが来られましたが、一言。

田端区長 すいません、えらい途中で。また、皆さんのご意見をお伺いしながら。

武智議長 そうですか。それでは委員の皆さん、いろいろとご意見出してください。なかなか積極的ないろんな意見が出まして、私も勉強になりますわ、本当に。難しいですね、これ。いろいろな問題が、もう特に福祉の問題は今、本当に錯綜しておるといっか、種類が幾つもあって、どのことか、あのことかわからんぐらい、それが皆ネットみたいに絡まってきているから、1本だけで、あるいは2本だけでというわけにはいかん。全部絡まってきている。

それと、私も思いますのに、保護世帯という形で、言ったら生活保護を受ける以前に姿勢の問題が非常に今崩れているんじゃないだろうかと。昔の人たちは、なるべく自立して、近隣に迷惑かけんように自分で努力するという姿勢がまずあって、それから努力の結果、やむを得ん場合は、周辺の人たちがそんな頑張らなくてもいいからということであまく機能しておったんですがね。最近は、僕らの感じとしては、何かこう金銭の打算の中で、下手に安い給料で働くよりも、ちょっとこう、何というか、考え方を変えたらそっちのほうが生計がしやすくなるとか、それから、本当の意味で離婚をするという意思がないのに、何かこう偽装的な要素も、うわさも聞いたりしますが、行政もですか

ね、本当に困っとる人の更生をしていただくために、本筋ですからいいんですけど、何だか偽装に近いような部分で、それが薄々わかっておっても、今、守秘義務とか人権の問題とかいろいろ絡まってあって、あのレベルからはその人に対しての実態というのが把握できないでしょう、今。そこらあたりから難しいとよく世間では言われておるんですが、この場でそんなこと言う立場じゃないんですけど、とにかく難しいですね。非常に一生懸命、このとおり、特に行政は一生懸命取り組んで、それが本当の意味で福祉に取り組んでおる人たち、あるいは組織、環境、全て、非常に今それがされて真剣に取り組んでおるんですけど、対象者はそれほど真剣かなというところで、どうですかね、これ。難しい質問ですけど。これは私個人の質問ですよ、議長じゃなくて。本当に難しいところですが、どんなんですか、感じとしては。

北野生活支援担当課長 生活保護のご相談に来られる方が、全ての方が安易に考えておられるということでは決してないというふうに私どもは考えているんですが、ただ、生活保護の制度というのがもう広くインターネットも普及しておりますので、皆さん、どんなふうに生活保護の申請、相談をされたら、申請をされたら生活保護をもらえるのかというところ辺も、法的にどうなのか、手続的にどうなのかというのを皆さんよく御存じの上で相談に来られている方が多いというのは、昔と大きく変わったところだと思うんですね。

ですから、昔でしたら、そのあたりの手続とかも一切、御存じでないような方、本当に生活に困っておられる方が、真剣にご相談されていたということだと思うんですけど、今は先ほど言いましたように、もう手続自体が皆さん、どういうふうにされればいいのかというのをわかっておられる上で来られていますので、もちろん、本当にお困りな方、たくさんおられるわけなんですけど、一部、安易に考えて、生活保護をもらったらどうやというような形で相談に来られている方がおられるのも一方、事実でございます。

それに伴いまして、新聞でもよく報道されているんですが、今、問題になっています不正受給等もやはりないということではありませんで、数多く不正受給の事例も発見さ

れているところでして、生活保護のほうでも今、適正化チームというのを組織しております、不正受給の疑われるケースにつきましてはちゃんと調査をやって、しかるべき返還措置をしたり、保護の廃止、停止に持っていったりということも一生懸命やっておりますので、全ての方が軽く考えられて、ご相談に来られているということでは決してないと思います。

武智議長 いい意味で、港区なんか本当に区民が一生懸命まちを明るくしようと、そして住みよいまちにしようというので、皆さんに元気に頑張ってもらっているから、それが当局も非常にご協力を願っておりますので、私らは非常に港区のまちのあり方は正しい方向に行っていると思っておりますけれど、ちょっと油断すると、港区は簡単にそういう保護世帯の数がふえやすい環境にあるとか、それから、非常に港区へ行ったら簡単にうまくいくよとかいうようなことが流布されたりして、それが逆にもう一生懸命やるとる行政当局にも迷惑をかけると。というようなことなんかも、これ、危惧するわけですけど、はっきり申しまして、こういう難しい問題は、本当に機能しとるかどうかということですね。例えば、民生委員なんかは、昔はちゃんとそういう人に対しては熱心な情報というものは把握してくれて、協力してもらったりしていたけど、今はなかなかそういうことも守秘義務の何かがあって難しいと。あるいはまた人権の問題が非常に厳しくなっておるからうっかりタッチできないとか、難しい問題が多いですわね。そうすると、わかっておりながら、そのことにはさわれんと。聖域みたいな、妙な悪い聖域ができておるといように社会の人がよく論評しておるんだけど、そこらが非常に行政当局もしんどい、難しい、やりにくいという面もあるんじゃないかと。深くは追求しませんけど、やっぱり24区の中でも港区はどんどん保護世帯の数がふえている傾向が多いんですか、今。どうなんですか。

北野生活支援担当課長 港区の保護世帯でいいますと、大阪市全市的にそうなんですけど、今、保護世帯を全国的にはまだまだふえているわけなんですけど、大阪市的には、今、減少のほうをたどっております、港区についても横ばいからやや下向きで、減少

しているような状況でございます。

あと、先ほどおっしゃられた、民生委員さんとのかわりのことなんですが、近江会長もおられるんですけど、確におっしゃられるように、昔ほど生活保護の受給者の世帯に出入りしてということが、やっぱり人権の、プライバシーの関係もありまして、なかなかできない状況にはなっているんですけど、港区のほうでありがたく思っているのは、港区民の方、よく近所の方の生活状況とかを見ていただいている、本当に困った方の状況とかもよく見ていただいている、それとは一方に、生活保護で不正受給の疑われるケースの方なんかの生活ぶりもよく見ていただいている、非常に通報が多くいただいております。それに基づきまして調査をやっている事例がたくさんございますので、民生委員さんばかりでなくて、ご近所の方につきましてもたくさんの通報等もいただいておりますので、それはありがたいと思っております。

武智議長 よく発表していただきありがとうございます。私もそういうふうに聞いておるということを、聞かれたら説明させてもらいますわ。えらい話が横にそれて、区長も聞きにくい話だと思うんですけど、まあ参考のために。減ったたらありがたいですけど、難しいところですね、これは。とにかくきょうこうして、私らも聞かせていただいて、本当に市民が一緒になってまちを明るくするために、生活の基盤を強くする、協力し合うという福祉に関しては、本当にみんなが一生懸命取り組んでいくということでないとうまくいかないんだろうと。それから法律はいろいろできておるけども、機能しなければならぬということで、これは非常に、ルールにきっちり乗ってやっておれば、立派な法律で結果は非常によかったなことが目に見えて出てくると思いますので、我々は一生懸命取り組んでみたいと、個人的には思っていますので、どの委員さんもそのつもりで頑張っていると思いますが、とにかく法律の国会でも、きょうあたりでも、きのうあたりでも、相当子育ての問題とか、その他いろいろ取り上げておりますが、難しいですね、理解するのが。それが本当にわかりにくい面も多いですね。だから、きょうは大変、難しいところを勉強させてもらったと思いますが、まだ

30分ぐらいありますから、委員の皆さん、1つご意見、ご質問、大いにさせていただきたいと思います。せっかくの機会でございます。区長も来られましたが、どうぞ。

植村保健福祉課長 議長、すいません。4号議案の「その他」で、地域支援調整チームからの要望をいただいております要望に対しての回答をちょっとこちらからご説明したいと思うんですけど、よろしいでしょうか、進めさせていただきます。

武智議長 はい、どうぞよろしく申し上げます。

植村保健福祉課長 事前配布資料の になります。地域支援調整チームからの要望につきまして、回答をさせていただきます。この2月26日になりますけれども、地域支援調整チーム会議を開催させていただきました、高齢者支援専門部会、障がい者支援専門部会、子育て支援専門部会、各専門部会から代表の委員の方にご出席をいただきまして、ご報告をいただきまして、要望につきまして意見交換、検討等を行いました。

全部で7つの要望をいただいておりますので、順に回答をさせていただきます。

まず、2ページになります。高齢者支援専門部会からの要望です。要望1、高齢者虐待世帯では、養護者に障害がある、経済的に困窮しているなど、複合的な問題を抱えている事案が多い、支援体制の連携強化が必要であるという要望でございます。

回答につきましては、港区では地域においてさまざまな生活課題を抱えている高齢者が増加をしております。支援が困難な事案がふえる中で、今後、虐待件数の増加も懸念をされております。区役所におきましては、高齢者虐待への対応につきましては、担当者1人で判断するのではなく、サービス利用調整会議に諮りまして、区保健福祉センターとして組織的な判断をしております。また、定期的に高齢者虐待担当、地域包括支援センター、生活保護担当ケースワーカーによる事例の検討会を立ち上げておりまして、今後の支援方策について協議をしております。

複合的な問題を抱えている事案につきましては、一つ一つの事案に応じて、関係機関、その関係者が地域ケア会議に参画をしまして、ケア会議で協議をして対応策というのを検討しながら、支援を行っているところでございます。

港区では高齢者虐待防止連絡会議を設置しておりまして、区役所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、民生委員、女性会、警察、消防署等の関係機関の方々が虐待を取り巻く状況、考え方を共有していただきまして、連携協力できるように取り組んでおります。今後とも、それぞれの専門性を生かし、連携を強化して支援をしてみたいと考えております。

続きまして3ページ、要望の2，こちらのほうも高齢者支援専門部会からの要望になっております。要望といたしまして、認知症高齢者への早期介入及び見守りネットワークの強化についてという内容でございます。

回答させていただきます。港区におきましては、医療と介護・福祉の関係機関から構成される認知症連絡会を設置しまして、定期的な情報交換を行い、今後の認知症支援について検討を行っております。また、区民向けの講演会、それから専門職向けの講演会、小地域の認知症相談会を開催しまして、認知症の知識の普及に努めております。先ほども出ましたが、認知症を正しく理解してもらい、認知症の方、家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを要請する認知症サポーター養成事業に大阪市として取り組んでおります。さらに、今年度から、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業を実施しておりまして、徘徊等の行方不明時に早期発見に取り組んでいただける協力事業者を募っているところでございます。

今後、認知症高齢者を地域で支え合うために、引き続き医療、介護、福祉の連携を図りながら、講演会やより身近な地域で相談会の開催をするとともに、広報紙、ホームページ等におきまして、認知症に関する知識の普及、啓発、それから相談窓口の周知を図り、より多くの方々に見守りに参画いただけるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、4ページになります。こちらも高齢者支援専門部会からの要望で、要望の3、地域医療と介護に関係するさまざまな職種の連携を進めるための取り組みを継続的に実施していく必要があるというものでございます。

回答をさせていただきます。疾病を抱えても、自宅等の住みなれた生活の場で療養をし、自分らしい生活を続けるためには、医療、介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスを提供することが必要でございます。

港区におきましては、平成26年度に関係機関が参画する在宅医療介護連携推進会議を設置いたしまして、専門職を対象とした研修、地域住民への普及啓発、地域の医療、介護の資源の把握等の取り組みを進めてまいりました。

また、介護保険法の改正によりまして、今年度から在宅医療と介護の連携推進につきましては、市町村が主体となっております。港区におきましては、今後の在宅医療、介護連携を進めるために、平成27年度アンケートを実施いたしておりますが、専門職の方々を対象とした多職種が交わるグループワーク型の研修も開催をさせていただきました。専門職の方のグループワークの研修の際にアンケートをとらせていただきましたが、連携体制が整っていない、それから不足していると感じていると答えた方が約7割を占めております。また、多職種での事例検討会の開催ですとか異業種、医療と介護間でそれぞれの分野の知識を学ぶ機会を設けるといった意見をちょうだいしております。

多職種連携による専門職向けのグループワーク形式の研修につきましては、こういうアンケート結果を踏まえまして、今後とも継続的に実施をしてまいりたいと考えております。

続きまして、5ページでございます。こちらは、障がい者・高齢者支援専門部会のほうから要望をいただいております。

要望4、内容としましては、虐待及び権利擁護についての周知、対策の充実を図る必要があるという要望でございます。

回答でございます。港区におきましては、地域包括支援センターと区役所が連携をしまして、民生委員、地域見守りコーディネーター、介護保険事業者、障害者サービス支援事業者などを対象とした権利擁護講演会を開催いたしております。また、定期的に情報交換を行い、権利侵害の事案に対しては、個別に対応策を検討しております。今後、

より身近な地域で開催する相談会におきまして、虐待予防や権利擁護の内容を取り上げるとともに、虐待の予防、権利擁護に関する知識の普及、啓発に取り組んでまいります。

次に6ページになります。こちらのほうは、障がい者支援専門部会からの要望となっております。要望の5、計画相談支援における適切な支給決定についてということでございます。

こちらのほうにつきまして、回答させていただきます。港区における計画相談支援事業所数は現在6か所となっております。昨年度に比べて3か所ふえております。ふえたこともございまして、計画相談支給決定率は昨年度の4.6%から、平成27年12月末現在、15%まで増加をしております。今後とも、相談支援事業所の立ち上げを促進するとともに、相談員のスキルアップのための研修等を行ってまいります。また、保健福祉センターの窓口におきまして、計画相談について十分なお説明をした上で、一人一人のニーズに合った適切なサービスの支給決定を行うように努めてまいります。

ご要望いただいておりますセルフプランの様式、それから計画相談支援のみの追加申請を容認すること、また、経過措置でのセルフプラン更新者について、新規計画相談支援対象者として取り扱えるようするということにつきましては、区のほうから福祉局のほうに要望をいたします。

続きまして、子育ての部門について説明させていただきます。ページ、8ページの要望6です。港区として今後どのように子育ての充実を図っていききたいか、考え方や具体的計画があれば教えてほしいという要望に対しまして回答です。

大阪市では、こども・子育て支援計画に基づき、子育て支援の充実を図っており、港区においてもこの計画に基づきまして、区の特성에応じた施策を推進しております。例えば、安心して子供を生むことができる仕組みの充実には、未成年で妊娠するケースが多い港区の現状を踏まえまして、若年妊婦に対して妊娠から出産を通じて切れ目ない支援をしていきます。そして、身近な地域における子育て家庭への支援に関しては、子育てサロンを運営する主任児童委員、子ども・子育てプラザや子育て支援センターなどの

子育て支援機関の連携が進んでいることから、これらの関係機関を初めとする子育て支援機関の情報を取りまとめ、一層積極的な情報発信を行います。また、身近な地域で適切な支援を受けられる体制づくりを目指します。さらに、精神的、経済的な負担の大きいひとり親家庭については、ハローワークなどの関係機関と連携し、きめ細やかな就業相談や子育て、生活支援などに総合的な支援をします。

多様なライフスタイルで子育てができる仕組みとして、区内で不足している低年齢児の保育施設入所枠を拡大するため、小規模保育事業所の開設を進め、病児保育施設などの充実を目指します。

さらに、子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットの確立のために、関係機関や地域との連携も深めまして、区の子育て支援室につながりやすい体制を充実させるとともに、先ほど運営方針にも言いました4者会議を通しまして、要保護児童やその養護者に対する相談機能や対応力の向上を目指します。

ページ、9ページの要望7です。区民から寄せられた情報を区役所のホームページなどで発信をしていただきたい。

回答といたしましては、港区役所では、大阪府警察からの安まちメールや街頭における犯罪発生情報を区のホームページなどで公表しています。区の職員を名乗る還付金詐欺などの発生情報を入手した場合もツイッターなどで適宜発信していますので、区役所を連想させる表現を使用した声かけ事案などがあれば、防犯担当まで連絡をお願いしたいと思います。区民一人一人の備えや地域での活動につながるよう、引き続き、迅速、的確に犯罪に関する情報を積極的に提供するとともに、子育て支援の関係機関と共有いたします。以上です。

武智議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの報告につきましてご意見を承りたいと思います。ご発言を承りたいと思います。はい、どうぞ。

原田委員 主任児童委員の原田です。先ほどの要望6、子育ての充実を図っていくということは、子育て支援に対する情報を区民の皆様にとっぴりと浸透させていくとい

うことにもつながると思います。

そこで、港区の運営方針のほうにちょっと戻りますが、一番最後のページの子育て支援情報の提供という取り組みがございます。ここに「楽育子育てマップ」の作成をふやしましたというお話が先ほどありました。港区の子育て情報紙としましては、「楽育子育てマップ」のほかに、情報紙「みなときっず」というものをつくっております。これは港区の子育て支援各所が協力してつくっております。

もちろん区役所の子育て支援室の方も人手は出しているんですが、予算のほうは区役所から出していないんです。こちらのほうは私が子育てサロンというのも主任児童委員として運営の中心でさせていただいていますが、先日の子育てサロンでも、お母さんから「みなときっず」はいただけますかというご要望がありました。その方は持ってはるんですけども、お友達にも配りたいので、何冊か「みなときっず」を欲しいというご要望がありましたので、できたら、「みなときっず」を区役所のほうからも予算を入れてはいただけないでしょうか。ご意見をお聞きしたいと思います。

武智議長 どうですか。

神崎子育て支援担当課長 神崎から説明いたします。区役所では、「楽育子育てマップ」以外に広報紙がございますので、広報紙のほうで、この月にはこの情報を載せようというような計画に基づいて出しているのですが、もし、皆様の税金を用いて、例えばその「みなときっず」というのが港区において必要なかどうかということになれば、いろんなご意見、関係機関のご意見とかもお聞きした上で予算を投入するかというのは決めていかなければいけない話ですので、ちょっとここで即答するとかいうことの話ではないと思うんですね。なので、またそれはそれで、それをすべきものなのかどうかということは協議をしていって、区役所としても考えていくことになると思います。

馬場副区長 次年度予算においては、今のところ、子育て情報の発信に関しては、楽育マップのほうしか予算立てをしておりません。ただ、ホームページでは、今、子ども・子育てプラザのほうのホームページに「みなときっず」のほう、リンク張っていた

だいて、ホームページ上は「みなときっず」が見られる状況にはなっていると思うんですね。

すぐに予算をつけて発行するという事は難しいですけども、例えばホームページのプリントアウトをしていただいたものや、何らかの形で今の情報を届けていただければとは思いますが。

今後、子育て支援情報の効果的な発信ということで、どのような手法が一番ふさわしいのかということについては、次年度に向けて、また検討していきたいというふうに思っております。

原田委員 「みなときっず」は、中に3か月ごとに子育てカレンダーもついています。それもすごく見やすくつくられていますので、お母さんたちはすごく重宝されて使われているということは、お知りおきいただきたいなと思います。

田端区長 すいません。区長の田端です。ちょっときょうはおくれて申しわけございませんでした。

「みなときっず」もいろいろ経過あって、すごくご苦労されて取り組まれているというのは、わかっているつもりです。

この間、申し上げているように、平成33年度を想定しているんですけど、今、区画整理の記念事業というのを進めていまして、港区にある区民センター、子ども・子育てプラザ、老人福祉センター、図書館を一体的に弁天町の交差点に1つの建物の中に入れて、図書館はちょっとやっぱり教育委員会の所管にならざるを得ないんですけど、あとの区民センター、そのホールと子ども・子育てプラザと老人福祉センターは、もうそういう区分をやめて、一体的に世帯間交流をコンセプトにした事業を港区役所がやっていくと。それで、そのメニューをこれから考えていくという、今、状況になっています。

その中でやっぱり子育て支援というのが、子育て世代を応援するというのが非常に大事だと思っていまして、現状では、区役所は区役所の立場で、また主任児童委員さんは

児童委員さんの立場で、子育てプラザさんもいろんな位置づけの事業もしているし、それぞれからいろんな情報が今出ていると思うんですね。ただ、受け手側のお母さん方というか、子育てのお父さん、お母さんなので、そこに本当に一体的に必要な情報、届くのが非常に大事とあって、まだ正式にもお願いしていないし、区役所の中で正直申し上げてまだ十分議論できていないんですけど、私の思いとしては、交流会館ができるのは少し先なので、そんな立派な会館ができて、やっぱり情報発信が大事だと思いますので、もう来月から来年度なんですけれど、新年度からでも、港区の中でそれぞれが子育てについて、どんな情報を出しているのかと。それで、その費用負担は誰が、どこから捻出してやっているのかというようなことをちょっと整理していったら、できたら、もうそれを1本にまとめて出していけたらいいんじゃないかなと思っているんです。

ただ、子育て情報といってもいろんな情報があって、行政的にぜひとも出してほしい情報もあれば、ここに行ったら水遊びしていますよとか、きょうは磯路でキッズがありますよとか、いろんな情報はあつんですけど、できたらそれを一体的に出したい。それで、あとどうしても行政が絡むと、ここのお店は子供連れて行って気軽に食事ができるよとか、そんな情報も大事と思うんですけど、区役所からそんな情報を出すのはなかなか難しく、何であそこの店が載って、こっちの店が載ってないのとか、またなっちゃうので、そういうかた苦しい情報だけでなく本当に役に立つような、できたら1つの情報紙みたいになれば理想だと思っているんですけど、その中に皆さんが、我々も持っている情報の発信方法が集約できればいいかなと思っているんです。また、ちょっときょうは私の思いが強くてそういうことを申し上げていますが、ちょっと事務的に整理して取り組んでいけたらと思っていますので、そういうご理解をよろしく願います。

武智議長 ほかにいかがでございますか。はい、どうぞ。

吉田委員 子育て支援専門部会の吉田です。手短に済ませたいと思いますが、今の「みなときっず」、広報紙のお話ですが、今の現状のお話だけ補足してお話しさせてい

ただくと、予算が、実は3か月に一遍の情報、子育て情報、区内の情報がまず中開きでありまして、1面と2面には各施設なんかもそれぞれ載っている。また、大きなイベント、また区で行われるような講義、イベントを含めていろいろ発信しているところではありますけども、実は去年のその3か月に一遍の広報紙を一旦とめたことがございまして、予算的なものも、もともとネットワークで発行している物でありましたので、予算的な捻出がなかなか難しいということで、1刊といいますか、1回ストップさせていただいていた、立ちどまったという経過がございます。

このときに非常に実は私たちも、ここまで反響があったのかというぐらい利用者の方、また今まで読まれていた方からの非常に熱いお声をたくさんいただきまして、何とかこの間、引き続いて発行できるように模索をさせていただいた次第でございます。

今は社会福祉協議会のほうにお願いをしまして、赤い羽根共同募金、ここで3分の2弱ですかね。あと、子育てプラザのほうでという形で発行しているわけなんです。今後、またこのあたりも非常に難しくなってきておりまして、共同でいろいろと発行しないといけないとかいうお話がある中で、今、原田委員のほうからお話があって、区のほうでお願いができないかなというようなお話だったと思います。

すいません、ちょっともう一点だけ、申しわけございませんが、要望6のほうの回答の中で、子ども、青少年や子育て家庭のセーフティネットの確立というところがございまして、先ほどから生活保護、また困窮者のお話が引き続いてありましたので、できれば、子供の貧困ですよ。このあたりの港区での、ちょっと言いにくいというか、お話しづらいところかもわかりませんが、現在の現状、そしてその現状に対する何かしらの対策とか取り組み、このようなことがあれば少しお聞かせいただければと思います。

馬場副区長 済みません、子供の貧困の今、現状というところまで、数字的なものを持っているわけではないんですけども、確かに生活保護の家庭に限らず、やはり経済的にしんどい家庭のお子さんというのはかなりいらっちゃって、今、生活困窮者の事

業をやっていますけれども、その中でもそういった家庭のお子さんについて、学習支援みたいなものも実は、学習支援といいますか、家庭環境を子供が学習できるような環境にするための専門の支援員が行って、その家庭に働きかけるといった事業もやっております。ただ、数は限られていまして、なかなかすべてそういうところに行けているわけではないと思っております。

ただ、今度、吉村市長が子供の貧困についてはかなり大きな課題ということで、大阪市を挙げて取り組んでいきたいという思いを持っていらっしゃいまして、今度プロジェクトのチームが、大阪市全体で市長がトップになったプロジェクトチームをつくるということで聞いておりますので、その中で具体的な施策、事業というのが出てくるものと思われま。今は、現状港区でできていることといたしますと、やはり子育て支援センターであったりつどいの広場ですね。やっていただいているところで、実際には経済的な負担を抱えていらっしゃる家庭も含めて、いろんな相談に乗っていただいて、そこで子育てにかかわること、あるいはいろんな支援、経済的な支援なんかも含めて、こういうことがあるよということを相談員のほうがその相談に乗っているという現状でございます。

武智議長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

坂本委員 認知症高齢者の方についてなんです。私の経験から多分、皆さん御存じないんじゃないかなと思うんです。

御存じのように、日本は何でも申告制ですよ。生保を受けたい、介護保険を使いたい、年金をいただきたい。年金をいただくということは、皆さん、手続するのを御存じのようなんです。若いころに、年いったときに年金だけだったら生活がしにくいからということで、かなりの方が個人の年金を掛けている場合も今まで経験でありました。

その方が認知症にかかったとき、経験なんですけど、もう自分で掛けてた個人年金を受給できる域に達しているのに、もうわからなくなっていましたので、医療にかかるお金がないということで、私は生活保護を申請して受給できるようにしました。そうしまし

たら後に、安心サポートさんとかいろんな機関の方とチームケアをしておりましたら、年金を掛けて受給できる年になっていたということが何度か経験あるんです。その年金を掛け出していたところの機関に連絡しましたら、書類を送ったと。受給できる書類を送った、その一言で終わった経験があります。

ですから、こういう部分をいろんな機関と連携して、港区の住民を支えていますから、本当に受給できるのに、積み立てさせていたところは積み立てさせるだけで終わっていたという事例を何度か経験ありますので、これも今後の課題の中に入れるべきではないかと私は個人的に思います。以上です。

植村保健福祉課長 ただいまのお話は、認知症の方の権利擁護の取り組みになると思います。まだ、安心サポートと契約ができるぐらいの判断能力がおありの方は、安心サポート事業をぜひ使っていただきたいなと思うんですけれども、もっと判断能力がもう本当に低下されている方につきましては、親族等で家庭裁判所のほうに成年後見の申し立てができますので、もし親族の方で申し立てをしていただける方がいらっしゃるようであればそういう手続をとっていただきたいと思いますし、親族の方がもういらっしゃる、もうどなたもそういう申し立てができないということであれば、大阪市長が申し立てをするということもできますので、もしそういう方がいらっしゃるようでしたら、例えば地域包括支援センターとか、またご相談をいただければと思います。

坂本委員 ちょっと言葉が足らなかったのかもしれませんが、私が申し上げているのは、そういう年金の制度、個人年金の制度を積み立てるだけ積み立てて、受給できる年齢になって、郵送で受給できますよ、申請してくださいという書類が届いても、封もあけていないんですわ。ですから、何ていうんですか、年金、生保さんとかゆうちょさんで個人年金の積み立てを促進しているじゃないですか。それで、掛けるだけ掛けて、もういただけたときになって本人がわからなくなっている。もうそのお金は、いずれは国庫のほうに入りますが、結局、一生懸命掛けたお金が生かされないということなんです。これもチームでケアしていく上で考えていくべきではないかなと思います。よろしくお

願います。

植村保健福祉課長 その方にかかわっている、例えばケアマネジャーさんとかワーカーであるとか、また相談員とか、いろんな方がかかわっているようであれば、そういった状況についても把握した上で適切に対応ができるようになっていかないといけないと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

坂本委員 いや、違うんです。結局、ケアマネジャーとか私たちもわからないんです。わかっているのは、生保さんとかゆうちょさんとかのところがわかっているけれども、結局、返事がないからほったらかしにしているという感じなんです。ですから、なかなか役所としても入りにくい部分かもしれませんが、どうにかならないかなと思って提案させていただいたんです。

植村保健福祉課長 なかなか難しい問題がありますけれども、まず、郵便物が届いて、それをもうあけていないとか、あけてもわからないとか、そういう状況になっている方がいるということは相談機関のほうにつないだ上で、そちらのほうで対応ができれば、まずは対応させていただかないといけないのかなと思います。

それ以上のことになると、なかなかちょっと役所としては難しいなと思いますけれども、今後、認知症の方がふえていくと、そういったことがたくさん出てくるんだなということで、また、いろいろと参考に。

坂本委員 難しいことを言ってすみません。

植村保健福祉課長 いえ、ありがとうございます。

武智議長 ほかにいかがですか。予定の時間はちょうど9時になりましたが、皆さん、これは質問をしておきたいとか、意見を述べたいとかいうのが残ってありましたらいいませんので、ご遠慮なく。ありましたら、発言していただきたいと思いますが。ないようでしたら、区長さん、1つ何か。

田端区長 遅くまで長時間、熱心なご議論いただきまして、ありがとうございます。まず1つは、港区人口、非常に今減ってしまっていて、危機感持っています。港区にはい

いものもいっぱいあるし、地域も連携も強いし、そういう中で、やはり子育て層が安心して魅力を感じて住んでいけるような、そういうまちをぜひとも目指したいと思っています。

そういうことからすると、原田さんからあったように、必要な情報がやっぱり届いていくというのがすごく大事で、そういうことをこれからしっかり考えて、区役所だけじゃなくて、さっき申し上げたように、そういう子育て層を応援している取り組みをされている機関の方々とか、グループの方々といろいろしっかりとお話をし、トータル的に情報が発信できるような方向で取り組んでいきたいと思っています。

福祉というと非常に難しいんですけど、区役所の保健福祉センターの法律に基づくような仕事は、我々、国の制度に基づいてしっかりとやっていきたいと思っています。

あと、地域のほうの福祉なんですけれど、港区は平成25年度に既に各小学校地域で福祉のアクションプランをつくっていただいて取り組んでいるということと、港区的にはできるだけこれからの少子高齢化、本格化していますけれど、目を届かせていくと。地域の結びつきの中で高齢者とか子供に目が届くような、そういう仕組みづくりを意識してこの間、取り組んできています。運営方針で見ていただいたように、見守りのネットワークの充実ということで、小学校区にコーディネーターさんを配置させていただいて、いていただく。それで、多くの地域で地活協が広報紙を配っていただいているんです。各戸配布しているんですけど、そこで気づいたことをその地域のコーディネーターにつないでいただくというようなことで、そういう網の目をだんだん細かくしていきたい、強くしていきたいとかというような思いで、そういう方向でいろいろ事業に取り組んでいます。

それと、きょうもあったと思うんですけど、介護保険法なんかは改正されて、在宅の医療と介護連携、これを市町村単位で進めていくということになっていまして、大阪は各区単位でということになります。ですから、24区の違いがここでかなり出てくると思いますので、港区も三師会の先生方とかと強く連携して、港区にふさわしいよう

な、そういうシステムの構築をめざしていかなければと思っています。

いろいろ福祉というと難しいですけど、結局、そういう地域のコミュニティーとか連携の中で、これからより一層取り組んでいかなければならない方向になっていますし、そのところは、つながりの強い地域活動の活発な港区ならばできることがいろいろあると思いますので、区役所もしっかり考えますけれど、関係の皆さんと連携して、港区の強みを発揮して、誰もがずっと切れ目なく、子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちを目指していきたいなと思っています。よろしくお願いします。

武智議長 どうもありがとうございます。それでは、議事はこれで終わらせていただきます。ご協力、まことにありがとうございました。それでは、近江副議長から締めのご挨拶をお願いいたしたいと思います。

近江副議長 きょうは、いろいろどうもありがとうございます。

私、暮らしのサポートコーナーでございました意見交換会に出席をさせていただきました。そのときにいろんな問題が出てきまして、それに対する、ここに数字出ていますが、大阪市で2位ということで、それからまた実績としてそれを段々いい方向に持っていくということでは、大阪市1位と九十何件というのは出ていますが、それと北野さんが先ほど言われましたように、民生委員の立場から言わせていただきますと、不正受給とかそういうことに対する取り組みに対しても実績はかなりいい方向に出ています。その点に関しまして、我々、民生委員として、役所との橋渡しという形をしまして、いろんなことに問題を提起して持っていくと、これはこうしてください、ここ行ってください、そういう的確な判断が本当にたくさんきちっとなっていますので、その点に関しては本当に感謝をいたしている次第でございます。

この中でいろんな議論が出てきましたんですが、またこれからも議論を尽くしていただきまして、またいろいろご意見を聞かせてまして、また、それに対する的確な判断をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

武智議長 どうもありがとうございました。

禿健康福祉課長代理 長時間にわたりましてご議論いただきまして、まことにありがとうございました。それではこれを持ちまして、港区の区政会議福祉部会、第4回の福祉部会のほうを終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

田端区長 どうもありがとうございました。